

平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成28年 9月 3日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（10名中 9名出席）☆乙（27名中 19名出席）☆傍聴者 1名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会 委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成28年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・（資料2）
- ・印西クリーンセンター基幹的設備改良工事・・・・・・・・・・（資料3）
- ・高効率ごみ発電施設整備マニュアル・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書・・（資料5）
- ・自治会側から事前に提出された「平成28年度第2回環境委員会議題」の写し・・（資料6）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・（資料7）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）平成28年6月～平成28年7月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成28年6月のごみ搬入量は3,906トン（うち事業系1,034トン）、ごみ焼却量は3,178トン。
- ・平成28年7月のごみ搬入量は3,903トン（うち事業系1,046トン）、ごみ焼却量は4,340トン。

【平成28年度排出ガス測定、臭気濃度測定等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）について、2号炉（測定日平成28年5月12日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。
- （ダイオキシン類）について、1号炉（測定日平成28年6月30日）、2号炉（測定日平成28年5月12日）、3号炉（測定日平成28年6月24日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（平成28年7月19日）について、測定値は全て目標値以下でした。

表－8）排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定（測定日平成28年6月24日）については、カルシウム0.07mg/m³N、鉛0.02mg/m³N、全クロム0.02mg/m³N、亜鉛0.02mg/m³N、ふっ素及びその化合物1.9mg/m³N検出されており、その他の物質は定量下限値未満でした。

表－9）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日平成28年5月17日）紙類29.2%、厨芥類0.5%、布類17.6%、草木類18.3%、プラス

チック類 25.4%、ゴム類 0.0%、金属類 0.9%、ガラス類 3.2%、セト物、砂、石 0.3%、その他 4.6%です。
水分 38.3%、見掛比重が 0.101kg/ℓ、低位発熱量については 2,320kcal/kg でした。

【搬入車両数と搬出車両数】

(平成28年6月～7月搬入車両数)

・平成28年6月3,892台、7月3,916台、4月から7月までの累計で15,807台、前年同期と比べ267台増、1.72%増となっています。

(平成28年6月～7月搬出車両数)

・平成28年6月144台、7月141台、4月から7月までの累計で546台、前年同期と比べ6台減、1.09%減となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近7月、飛灰が760ベクレル/kg、主灰が259ベクレル/kg、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近7月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点の0.112マイクロシーベルト/hでした。焼却灰の処理状況について、第1回の環境委員会で報告したときの状況と変わりありません。基準値以下のものについては、民間処理施設での資源化、当組合最終処分場での埋立て処理を行っています。また、当初発生した基準値(8,000ベクレル/kg)を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

【質疑応答】

[乙委員]	最後の放射線測定の資料2に、この敷地に指定廃棄物、8,000ベクレル以上ある灰とかが130トンまだ保有しています。最近千葉市では、8,000ベクレル以上のものを、環境省が調べたら8,000ベクレルを下回っていたという結果が出て、一般廃棄物と同じように処分してよしいという鑑定書の話が出ていたようですが、クリーンセンターでも随時、本来測らなければいけないのではと、8,000ベクレルを下回っているものもあると思うのですが、どういう管理をされていますか。
[甲委員]	資料7をごらんください。資料7の6番です。指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等についてのご質問があります。環境省は、千葉市との協議を行って放射性セシウム濃度の再測定も行っていく。これも再測定を行っていますが、組合または印西市に環境省からの協議、申し入れはあったか。組合または印西市の方針はというご質問でございますが、回答といたしまして、環境省からの協議、申し入れはございません。組合と関係市町で指定解除の可能性などについて協議を行っておりますが、現段階では保管中の指定廃棄物濃度は8,000ベクレルを下回ったとしても、廃棄物の受け入れ先を直ちに確保するのは難しいことが予想されます。一時保管を継続せざるを得ない状況にあります。このまま指定解除の可能性など含めまして、その取り扱いについて検討していきたいと考えております。
[乙委員]	8,000ベクレルを上回っているから指定廃棄物です。現在どれくらいあるか測定していますか。
[甲委員]	8,000ベクレルを下回っても廃棄物の受け入れ先を探すことは非常に困難だということで測定してございません。
[乙委員]	下回った場合には、一般廃棄物として処理してよいというお達しがあるのではないのですか。
[甲委員]	環境省としては、下回った場合は処理してよいということですが、環境省で受け入れ先を探すという意味ではありません。受け入れ先と協議の上、指定廃棄物の分析を行っていいですと、そんなことで出ています。
[乙委員]	それでは、印西市、組合の方針は、このままじっと待っているというだけですか。
[甲委員]	それも構成市町と今後また協議して、この先どうするか、話し合っていきたいと考えております。
[乙委員]	環境省とは話し合わないのですか。
[甲委員]	話し合いません。今現在、指定廃棄物ではない主灰と飛灰を埼玉県の処理業者に資源化として搬出していますが、条件がございまして、全体で1,000ベクレル以下でないとう受け入れません。
[乙委員]	1,000ベクレル以下という基準があるのですか。
[甲委員]	会社の基準です。1,000ベクレル以下にしなければいけないと。そのほか、当然そこに持ち込むためには、その周辺自治体の了解を得ないと運べません。いろいろ基準があり、それらを総合すると、一般廃棄物であっても、一度指定された廃棄物については、なかなか受け入れてくれる自治体もなければ、処分先がありません。
[乙委員]	受け入れ先がないからということですか。

[甲委員]	はい。千葉市は、千葉市から協議を申し込んでいると思います。臆測ですが、千葉市の東京電力跡地に千葉県指定廃棄物を集めて、一時的に長期保管を国の責任でやりたいという話をしております。ところが、千葉市からすれば、受け入れたくないのは当然のことだと思います。そういう意味で千葉市から国に協議を申し込んでいる状況だと思います。したがって、当組合としましては、皆さんの安全を確保するには指定廃棄物がなくなることが第一優先だと考えております。その中で、測って確かに1,000ベクレルを下回るということが、今のところ大前提になってしまいます。それでも受け入れ先となる会社が立地する自治体の了解が得られるかどうかは非常に疑問なところですが、環境省から減衰予測というものが出されておりますが、その予測からしますと、まだ1,000ベクレルを到底切る状態にはないということでございますので、もう少し国の動向、当然指定廃棄物については、国は責任持って本来処理、処分しなければいけないことになっておりますので、そちらにまず働きかけをしていきたいと思っております。
[乙委員]	千葉市だって8,000ベクレルを切り、自分たちで自由に処分していいと言われたら処分していると思うのですが。
[甲委員]	千葉市も保管するというので新聞には出ております。
[乙委員]	周辺の自治体の動向をじっと見ているだけということですか。
[甲委員]	今の段階ではそうせざるを得ない。当然、管理方法として、今フレコンバッグに入れているのと、ドラム缶で保管していますが、当然年1回環境省の立入調査も受けておりますし、放射性物質が飛散しないような形を第一優先で考えております。放射性物質がどうかという話になりますと、まだ測っておりませんので何とも申し上げられませんが、クリーンセンター周辺の空間放射線量として測定しております。その中で基準を超えるところは今のところありませんので、漏れ出ているものはないだろうという判断をしております。
[乙委員]	保管場所は重点的に測っていないのでは、漏れいしているかどうかわからないのでは。
[甲委員]	敷地境界で9地点測っており、距離があつたにしても、その地点で基準を超えるところがないことから、漏れいはないと判断すべきだと思います。

議題（2）【次期施設計画の進捗状況について】

次期施設の進捗状況について報告させていただきます。本来環境委員会の中での報告は、特段皆様にご報告すべき事案が発生してございません。前回報告させていただいた中から大きく変わったものがございませんので、今回、資料はございません。口頭で報告させていただければと思います。ご了承ください。前回の環境委員会の中で28年度実施予定としまして吉田区内、これは自治会に当たるものになりますが、その中に設置されております吉田区クリーンセンター検討委員会、こちらにつきまして、クリーンセンターの誘致において、さまざまな検討は現在行われているという状況でございます。1つには、クリーンセンターを核とする地域振興策。2つ目としまして、クリーンセンター及び振興策をどのように進めるか。これらを明らかにするような整備協定、これは前回の環境委員会の中でも報告させていただいておりますが、地元吉田区と組合で将来のいろいろな約束事ということで整備協定を締結していこうという流れになっております。こちらの内容を吉田区は現在検討をしている状況でございます。当初組合では9月にはこの整備協定の内容におおむね合意いただいて、その結果によって印西地区全体にパブリックコメント、意見をいただくということでございますが、これを行いまして、正式な整備協定の締結というものを目指しておりました。しかしながら、検討項目が非常に多岐にわたるといってもございまして、まだまだ地元の区の中で、自治会の中で協議が進んでいない部分がございます。そちらは一つ一つこれから詰めていかなければならないという状況になっておりますので、スケジュールが若干おくらしているということでございます。申しわけございません。今のところ表立った動きが、なかなか皆様にお示しできないのが非常に残念なところですが、今後も整備協定の締結、これからの事業の推進ということで努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【質疑応答】

[議長]	住民側の委員の方に少し説明をつけ加えていただきたいのですが、次に移るところは吉田地区と松崎地区と2つの名前が出てまいりまして、工場を建てようとするのが吉田地区で、周辺から少し反対が出ているというのも聞いておりますけれども、説明を少し足しただけですか。
------	---

[甲委員]	まず、地権者、クリーンセンターを建てたいとする地権者のグループ、こちらは当然吉田地区の中の住民でございます。そちらの地区を吉田地区と称しております。吉田区というのは、クリーンセンターを建てる地元の町内会になります。松崎区という区につきましては、自治会にも当たりますが、隣接自治会ということで表現をさせていただいております。松崎地区については、前回は報告させていただいておりますが、松崎地区については当初反対というようなことが表明されておりますが、今年度に入りまして新しい自治会の役員さん等々お会いさせていただきましたところ、いろいろなちょっと誤解があったようでございます。その辺では決して全体的に反対ということではないということも申されておりますので、もう一度、自治会のまとめをさせていただきたいというお話はいただいておりますので、今後良い方向に進んでいっていただければ、そうなるように組合は努力していきたいと考えています。
[乙委員]	松崎地区の町内会とか自治会の方は、地域貢献策の検討委員会に今入っているのでしょうか。
[甲委員]	地域貢献策の検討委員会というのはあくまでも吉田地区、吉田区の検討委員会でございますので、松崎区としては入ってございません。当初松崎区は反対という表明があったものですから、地域振興策、この組合のほうで設置しました検討委員会、これ振興策検討委員会というのは去年行われているわけです。その中には吉田区の代表としまして出席はされておりますが、松崎区の代表としては出席をいただいている状況でございます。
[乙委員]	その地域貢献策というのは、吉田地区だけの貢献策ではないわけですよね。周りも含める貢献策ですよね。何かおかしいのではないですか。吉田区だけでやるというのは。
[甲委員]	松崎区が最初の検討委員会、こちらの中に出てきていただいて、まずそのご意見をいただくのが筋だったのかなと思っております。今回はクリーンセンターで設置した振興策の検討委員会からの答申を受けて、吉田は吉田で検討していくということです。松崎区がその場に出席していただければ、同じようにやはり検討委員会、多分名称は別としましても何らかの話し合いの場が持たれていたのではないかと考えております。その意味では今の段階で吉田と一緒に検討してくださいというようなことを言える状況ではないものですから、あくまでも吉田地区は吉田地区として、あくまでも受け入れ先は吉田区になりますから、そちらのほうの検討をまず進めていただいているという状況です。
[乙委員]	初めて委員を務めさせていただくものですから、正直知識不足が甚だしいのですけれども、昭和50年代にクリーンセンターがスタートし、30年以上にわたって運営されてきた。当初アビックあたりは煙にまじって臭いもあったし、粉じんが降りかかったというお話も8月の住民側の会議の中で出ました。それ以降本当にクリーンセンターのご努力によって、ほとんど臭いもしないし、粉じんも出ないという状況に改善されたと。今この立地の場所というのは、千葉ニュータウン中央駅の間近にもあるし、かなりの人口密度の中に、中心地の中に設置されて運用されていると。このたび吉田地区、松崎地区に移転の話が出ていますが、そこの住民の方が反対も含めてなかなかまとまらない。なぜ吉田地区、松崎地区の方々のご理解いただけないのか。
[甲委員]	申しわけございません。その点について、吉田地区がクリーンセンターの設置について、吉田区としては用地として応募をしていただいた区でございますので、反対というわけではないのです。あくまでも将来的にいろいろな、例えばクリーンセンターの建て方一つについても、よく協議して進めていきたいと思いますという作業の中の話でございますので、その辺誤解のないようにお願いしたいと思います。
[乙委員]	そういうことかもしれませんが、先ほどおっしゃった9月の時点で一定のこの整備の協議会の案をパブリックコメントの形で住民側に示すのだという予定がずれ込むと。それでは、いつなのですかというのも今のお話でははっきりしないということなので、なぜこれだけ完成されて評価されている施設の移転について、今の当初の計画がずれ込むのかというのが素朴な疑問です。
[甲委員]	当初の計画といいますのは、あくまでも概略的な計画を立てているだけでございまして、本当に詳細な部分につきましては、まだまだこれから一つずつ詰めていかなければいけない部分がたくさんございます。そういった意味で、当初予定した部分のとおりに進めばいいのですが、なかなか検討項目が多いというようなことでおくれているということでございますので、決してクリーンセンターを反対とか、そういうことではございません。あくまでもその作業がちょっと多いということでご理解いただければと思います。
[乙委員]	9月のパブリックコメントを募集するという部分が、詳細な部分に当たるのかどうか。もし詳細なところで課題があるのであれば、その内容をこういった場でお示しいただいたら、もう少し具体的に今の課題の部分を示していただいたら、それに対する回答も示せるのではないかと思います。

[甲委員]	その課題の部分というのがどういうイメージでおとりになっているのかというのが、ちょっとこちらでも何とも申し上げられないのですが、正直申し上げてクリーンセンター、吉田地区への稼働については40年度を目標に行っております。その中にはいろいろ細かい工程が正直ございます。例えば文化財の調査、環境アセスというものもございます。そういうものを一つ一つやっていかなければなりません。そのものを一つ一つやっていくに当たって、例えばクリーンセンターがここですよと決まったときに、どこからそのクリーンセンターに収集車が入っていくのか。または、もう一つある、振興策の施設、この振興策の施設については、まだ全てが決まったわけではございません。あくまでも答申の中では、案としてこういうものが考えられるだろうということで出された100策でございます。それらをこれからまた一つ一つ決めていくというものもございます。それはあくまでも印西地区というものにどれだけ貢献できるようなものになるのか。または吉田地区の住民に対して、クリーンセンターが行くことによって、どれだけメリットを生じさせることができるのかというものも考えながら一つ一つ決めていくしかない。決めていかなければならない項目が山ほどあるというのはご理解いただきたいと思うのです。それらについてどうやったら一番いいものになるかということを考えている今段階ですので、特段それがあるからクリーンセンターができなくなるかと、そういうことを言っているわけではございません。
[乙委員]	環境アセスの話にしても文化財にしても、それは当然想定された事柄だと思えます。そういったことを想定された中で、9月にパブリックコメントをという見通しだったと思えますが。
[甲委員]	済みません。その辺は誤解のないように、またお願いしたいのですが、今回パブリックコメントをかけようとするものにつきましては、吉田地区でどういう展開でクリーンセンターをつくっていきましょう、事業費的にはどのぐらいになりますとか、そういうもののパブリックコメントで、根本的な設計というものはまだまだこれから先になります。
[乙委員]	お尋ねしたかったのは、9月と言いながらおくれるのですよというお話であれば、いつなのかということ、見通しを示していただきたいということです。
[甲委員]	これはあくまでもはっきりと申し上げることはできません。というのは、あくまでも吉田地区の区会というものがございます。区の中で皆さんの合意をやはり得ないと、いつという話ができるものではございません。ただ、これはあくまでも組合の見込みでございます。9月の中ぐらいになるかと思うのですが、区会の中でこういうものもまた再度、最終的な議論になるかどうかはまだわかりませんが、話し合われるということは決まっておりますので、その中の状況によって、パブリックコメントを来月かけられるかどうかという状況にはなっていると思います。
[乙委員]	今現在吉田地区の協議ですか、そういったものの検討に入っているということなのですかけれども、例えば今お話の中で吉田地区だけではなくて松崎の問題があるわけですか。吉田地区が仮にオーケーになった場合でも、松崎がノーと言った場合はどうなるのですか。
[甲委員]	基本的に受け入れていただく先としましては、あくまでも吉田区です。吉田区の中の用地にクリーンセンターを設置していくということになります。そこで吉田区があくまでもここに建てていいよというお話になれば、組合としてはその方針を進めていくということになります。松崎区としましては、特に松崎区と整備協定を結ぶということとはございません。整備協定を結ぶのはあくまでも地元地区のみで考えております。そうなりますと、松崎区が今のところ反対ということとはございますが、できるだけ、全ての皆さんの100%同意というのはなかなか難しいかなとは思いますが、できるだけご理解をいただきながら進めていきたい考えです。

議題（3）【現施設の延命化工事の進捗状況について】

資料3をご覧ください。前回の環境委員会では、印西クリーンセンター基幹的設備改良工事の全体工程概要を説明いたしましたので、今回は、今年12月までの工程を具体的に説明いたします。1番の受け入れ供給設備は、ごみクレーンのバケット類を更新します。2番、3番は、燃焼設備と燃焼ガス冷却設備になります。2号焼却炉の燃焼段耐火物及びボイラの水冷壁を7月から12月末までに更新します。4番の給排水・排水処理設備は、機器冷却水ポンプ及び制御盤の更新になります。5番の余熱利用設備は、来年度施工します。6番の通風設備は、2号炉の各送風機を更新します。7番の灰出し設備は、灰クレーンのバケット類を更新します。8番の電気設備は、2号炉の制御装置を更新します。9番の計装・データ処理設備は、自動制御システム及び計装機器の更新を2月まで行います。10番の土木・建築工事は、屋根を開講しまして、クレーン等機器の出し入れ及び閉口してから防水工事を1月まで行います。なお、開講中はジャバラ式の仮設屋根を設置して工場内部からの飛散防止をします。11番の性能確認は、2号炉の工事終了後になります2月から3月に所定の性能を満たしているか検査を行います。12番の全炉停止期間は11月5日から14日の10日間を設けまして、

電気設備年次点検及び全炉停止が必要な共通設備を対象に工事を行います。なお、11月の全炉停止期間は、ごみの受け入れを通常どおり行いますので、この間にごみピットにて貯留を行います。

【質疑応答】

[乙委員]	10番の屋根の工事、仮設のじゃばらの屋根をつけるということですが、臭いの発生は大丈夫かなと素人ながら心配するのですが、どんな対策をとられますか。
[甲委員]	10番の屋根の開口を行います。この間にやはり工場内の臭いとか飛散が心配されますので、速やかに行います。
[乙委員]	開口するのはいつですか。
[甲委員]	今月の中旬ころから1カ月間開口いたします。最終の閉口までには時間かかりますので、その間じゃばら式の屋根を設置して出ないようにします。
[乙委員]	今は臭突出口で活性炭を経由して、臭いがしないようにして外に出していると理解しているのですが、その対策はどうなるのですか。
[甲委員]	開口中は、仮設屋根をつけ、なおかつ脱臭ファンを通じて排気する対策をとるようにしています。

議題（4）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

資料4をごらんください。資料4ですね、これは環境省から高効率ごみ発電施設整備マニュアルというのが出ています。それを見つけまして、このマニュアルの次のページをごらんください。目次になっています。目次に下のほうで四角で囲っていますが、白煙防止条件の設定なし、あるいは白煙防止装置の運用停止、これが25ページに出ています。次のページにその25ページの抜粋をさせていただきます。次のページをごらんください。白煙防止条件の設定なし、あるいは白煙防止装置の運用停止とさせていただきます。1)に技術の概要が出ております。白煙防止というのは、主にこの①から③までの3方式がございます。当クリーンセンターは、この①の蒸気式加熱空気吹き込み方式を採用してございます。ボイラー設備等の蒸気を用いた熱交換器により空気を加熱し、煙道に吹き込む方式、オフライン方式とも呼ばれる。この方式を採用してございます。

次のページをごらんください。26ページですね。下のほうに、2)施設計画に当たっての留意点、白煙は有害物質ではないこと、白煙が見えることを、周辺住民に理解を求めよう努めるということ、法規制ではないということでございます。

次のページをごらんください。27ページです。表になっておまして、白煙防止装置の停止したときのメリット、デメリットについての表でございます。メリットとしましては、やはり発電量が増加いたします。デメリットとしては特にございませぬ。といったことから、私の調べた資料ですとこのくらいの資料しか見つかりませんでした。議長、来年度の環境委員会まで白煙防止を停止してもよろしいか。来年度また白煙防止の停止についてお諮りしたいと思うのですけれども、その辺住民側にお諮りしていただけますか。お願いいたします。

【質疑応答】

[乙委員]	白煙防止装置を停止したほうが良いという一つの根拠は、国の公害防止に関して対策の指針みたいなのがあり、焼却施設の白煙防止はやめたほうが良いと書いてありました。
[甲委員]	白煙防止装置を設置しているところは、やはり数少ないらしいです。
[甲委員]	前回の環境委員会の中で白煙防止について、毎年環境委員会の議題とするべきなのか。それとももう白煙防止は要らないよということで、5年とかそういう単位で説明してもらえれば良いよということなのか。その辺が曖昧になっていたと思います。皆さん自体が1年で代る方もいらっしゃいますので、説明は欲しいというお話であったと思います。その意味では環境委員会の最初の第1回目で白煙防止の停止を議論とさせていただいて、その後は1年間やらさせていただくということでしたら承りいただけるのかどうかを決めていただきたいと思います。
[議長]	白煙防止については、コストとか、いろいろありますので、毎年第1回の環境委員会で、この1年どうするかということを出していただいて、その1年について決めさせていただくということで今後進めさせていただきます。

議題（5）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

資料5、印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書（平成28年7月）をご覧ください。前回、6月の環境委員会で確認し、7月から実施いただいております。7月の北側につきまして、確認地点は、小倉台一丁目及び二丁目の2地点になります。週1回の定期モニタリング8回を含め、臭いの有る日報告・通報は一度もありませんでした。なお、定期モニタリングでは、8回中4回が風下側の時間帯になります。7月の南側につきまして、確認地点は、内野一丁目、内野二丁目及び高花四丁目の5地点になります。週1回の定

期モニタリング24回を含め、臭いの有る日の報告・通報は、一度もありませんでした。定期モニタリングでは、24回中、風下側の時間帯は2回でした。7月につきましては、北側地区および南側地区ともに、臭いの有る日の報告・通報は、一度もありませんでした。次のページ以降の添付資料につきましては、北側地区と南側地区でのモニタリング実施時間帯の状況につきまして、詳細に記載した報告書となっております。臭気モニタリングにつきましては、引き続き、ご協力をお願いいたします。また、7月19日には、臭気の専門家を有する外部機関への調査委託として、臭気判定士3名による、印西クリーンセンターの排ガス臭気と、周辺1.5km範囲の臭気調査を実施しております。印西クリーンセンターの排ガス臭気については、昨年と同じく「こげ臭ではなく、塩素臭を薄めたにおい」とのこと、また、周辺臭気調査では、今年度2地点を追加し、印西クリーンセンター外周を含む合計29地点で実施しましたが、いずれの地点においても、印西クリーンセンター排ガス臭気と同様の臭気は確認されませんでした。なお、調査結果の詳細につきましては、業務報告書の提出により、次回の環境委員会でご報告いたします。また、専門機関による調査結果報告書及び臭気モニタリングの状況につきましては、組合ホームページへ掲載いたします。また、同日に実施しました、今年度1回目の印西クリーンセンター臭気濃度測定におきましては、お忙しい中、お二人の委員さんに排ガス原臭を確認していただきました。ありがとうございました。以上で周辺臭気についての説明・報告を終わります。

【質疑応答】

[乙委員]	国家試験の資格を持っている方に生ガスを嗅いだらどうなのかという質問をしたら、必ずどこのごみ焼却場でも生ガスは臭いますという回答をもらいました。薄めない限り臭いはするという事らしいです。
-------	--

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成28年度第2回環境委員会議題」について】

質問1. 平成28年度印西地区ごみ処理実施計画について

- (1) 配布と説明を。
- (2) 組合ホームページの掲示が2016年05月17日と遅い理由は？

【回答】

- (1) ごみ処理実施計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により策定するもので、ごみ処理基本計画の推進及び実施のために平成28年度のごみの減量・資源化及び適正な処理に必要な事項を定めています。期間は1年間で、計画区域は印西市、白井市、栄町全域としましています。内容は、一般廃棄物の種類ごとに処理主体、処理方法を明確にし、ごみの減資源化を図ると共に、適正排出・適正処理に努めるというものです。また、印西地区ごみ処理基本計画の基本理念である「循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～」に基づき、関係市町が平成28年度に実施する取り組みを具体的に掲げ、関係者と協議の上、積極的に取り組んで行くというものです。
- (2) 関係市町との協議に時間を要したことなど、組合ホームページへの掲載が遅れました。今後は速やかに掲載できるように、余裕を持って調整に入りたいと考えます。

[乙委員]	組合と構成市町との調整で時間がかかったとのことですが、何がそんなにかかるのですか。
[甲委員]	まず、組合から各市町に28年度に行うごみの減量、資源化に関する施策を聞き取ります。それをまとめ、この実施計画に上げていきますが、そのやりとりに時間を要したことにより遅くなってしまいました。29年度については、その調整にも早い時期から取り組んでいきたいと思えます。
[乙委員]	毎年やる中身は、そんなに大きくは変わらないと思えます。たまに新しいことをやることもあると思えますが、もっと迅速にやるべきではないかと思えます。来年度は早くしましょうということをおっしゃっているので、そこはいいことかなと思えますけれども。ただ、構成市町の協力がとても必要だと思えるのですが、構成市町としてはどうなのですか。
[甲委員]	そういった協力は当然我々も実施していかなければならない、当然それにはなるべく時間をかけずに協力していきたいと考えています。今後も短時間で調整ができるように、組合側とも協力しながら実施していきたいと考えています。
[乙委員]	来年から早くなることを期待しまして、4月1日になったらホームページに掲載されることを期待しています。皆さんに配られることを期待しています。

質問2. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

- (1) 組合ホームページへの掲示が2016年05月25日であるが、毎月行わない理由は？
- (2) 「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録（排ガス）」の更新は全く行われていない。(2015年03月10日)。怠慢である。その理由は？

【回答】

- (1) 昨年度から、毎月更新しています。
- (2) 環境委員会終了後、組合HP内の「環境対策」へ移り、排ガス測定を含め、他の測定項目まで閲覧できるように変更します。

[乙委員]	平成28年のものから見られるようにして、26年とか過去のもの後ろのほうにしていきたいと思っています。
[甲委員]	ホームページの掲載方法については、なるべく住民の皆様におわかりやすくというのがごく普通だと思います。ホームページの構成については、なるべくそれに沿った形も含めて、組合のほうにその構成の仕方はお任せいただきたいということでご理解いただきたいと思っています。

質問3. 表-8) 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について

表-8) 排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。

【回答】

カルシウム、銅、亜鉛については他の測定方法がないので、「JIS-K-0083」により実施しています。他のグリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。

[乙委員]	測定方法がないのにそれによって測定していますというはおかしいのではないですか。
[甲委員]	今契約しております分析の方にもお聞きしましたら、やはりこのJISの番号で測定するしかないという回答をいただいています。
[乙委員]	実際中身がないのに、その方法を指定するというはおかしいのではないですか。
[甲委員]	分析業者には、それを準用してやっています
[乙委員]	その準用とはどういうことなのかと聞いています。
[甲委員]	基本的にできるだけカルシウム、銅、亜鉛について、出ているか、出していないかを確認する意味で検査はしているものだと思います。その中でほかの測定方法がない、基準となるものがないという話でしょうか。そうなりますと、当然何らかの指標によって確認をしていかなければならないと考えてはおおるのですが、それについても専門家ではないものですから、出た数値が正しいのか、正しくないのか、また、健康被害があるのか、ないのかという部分が大事なことと思うのですが、それを証明するものがない以上、こういう形でやらせていただかざるを得ないと思っております。皆さんがご納得いただけるような検査方法があるのであれば当然変えるべきだと思っておりますので、ご指導いただければと思います。

質問4. 境界敷地における放射線量測定結果及び位置図について

・印西地区環境整備事業組合のホームページの「放射能測定結果及び焼却灰等の一時保について(平成24年7月5日更新)」の敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図 平成27年度の測定は千葉県空間放射線測定マニュアル(H23.07.18版)に依拠していると思われるが、正しいか?

千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)では、日立アロカ社シンチレーションカウンタTCS-172を例に説明しているが、「設置完了後一定時間経過(通常3分程度)してから計測値(あるいは計測値)(μ Sv/h)を読み取ります(30秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします))」と記載している。また、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」(2012年8月30日発行、JEMIMA=社団法人日本電気計測器工業会)では、「測定開始から60秒待って計測値(あるいは、測定値)(μ Sv/h)を読み取ります。60秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は3回以上として、その平均値を測定結果とします。)」と記載されている。

組合では環境放射線モニタ PA-1000 Radi(ラディ)(株式会社堀場製作所製、シンチレータ式簡易測定器)を使用している。その測定状況を見ると、各測定位置(5cmと100cmを含む)で、千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)に掲載されているように測定していないと見受けられる。組合は、測定機器が安定していない時になぜ測定を行うのか?

【回答】

平成23年7月18日版、千葉県空間放射線量測定マニュアルでは、統一的な測定方法として、測定の高さは0.5m

と1m、測定レンジは原則1 μ Sv/h、測定は検出器をセットし電源を入れてから3分程度経過してから行う、測定時間は30秒に1回、5回測定し平均値を測定結果とする、など、検出器がシンチレーション式で表示部分と分離可能な機器について暫定マニュアルが示されています。印西クリーンセンターの空間放射線量の測定は、平成23年7月6日から実施しており、その時点で印西市では既に空間放射線量の測定を実施していましたので、印西市と同じ測定器（株）堀場製作所 Radi PA-1000 シンチレーション式の簡易測定器）を購入し測定してきたものです。計測は時間をかけることにより、より正確な値が確認できますが、当初より測定機器の取扱い手順により5回の計測値を記録し、その平均値を測定結果としています。また、「簡易的な環境放射線量測定に関するガイドライン」（2012年8月30日発行、JEMIMA＝社団法人日本電気計測器工業会）については、印西クリーンセンターへの情報提供はありません。

[乙委員]	測定器というのは安定した状態になってから測るのに意味があって、ただ30秒間隔で5回測ったから、その平均値をもって測定値とするのは、余り正確ではないと思います。ちゃんと理解してやってもらわないといけないと思います。
[甲委員]	取り扱い手順の中では測定を開始してから定期的に、当然空気は動きますので、測定間の平均値ということで変化が表示されます。そちらについてクリーンセンターでは、その測定値5回というものを記録した平均値ということで今まで行っておりまして、こういった情報をもとに、今の機器でも測定を開始してから60秒後の測定値ということでも確認はしましたが、いろいろばらつき、当然ながら空気も動きますので、ばらつきはある中で、組合としては当初から5回測った中での値で確認してきました。それを続けていきたいと考えております。
[乙委員]	測定しているときに、測定器の向ける方向とかは常に一定ですか。
[甲委員]	基本的に敷地内と外で測っている部分があるのですが、外の部分というのは外周を回ってきますので、当然組合の敷地側に向けた形で測定します。できるだけ統一するようにしていますが、皆さん通行してもわかるとおり、空気は流れていますので、職員がやっている中で必ずこちらを向けるところまでは徹底していません。
[乙委員]	磁石が何か持って行って、いつも決めた方向に向かってやるようにしないと、同じことを比較するときには測定値としては無効だと思います。

質問5. スプレー缶回収について

・2016年04月01日から印西市、白井市のスプレー缶回収方法が変更されたが、状況は？

(1) 回収日に出されているのか？ (2) 印西市、白井市、印西クリーンセンターへの問い合わせ件数は？ (3) 回収されたものの種類、数量は？ (4) 回収したもので、使い切り状態になっていないものはどのくらいあるのか？ (種類、数量、比率) (5) 印西市は行政依頼配布物（町内会等への行政回覧・配布文書）として2016年06月08日に「スプレー缶やカセット式ガスボンベの出し方」を回覧しているが、その理由は？ (6) 白井市は「スプレー缶が回収できる袋、できない袋」（2016年05月31日）をホームページに掲載しているが、その理由は？

【回答】

(1) 資源で出されていますが、まだ、不燃ごみとして出されるケースが多くあります。(2) 印西クリーンセンターへの問い合わせですが、件数は正確には数えてはおりません。4月に多くありましたが徐々に減ってきています。市への問い合わせも、4月には多く寄せられたが徐々に減ってきている、と聞いています。問い合わせで多いのは、穴を開けてしまったスプレー缶の出し方について、や中身が出し切れない缶について、の問い合わせが比較的、多く寄せられています。(3) 回収された数量は、4月から7月で9.66 tが回収されました。種類ですが、回収の段階ではスチールとアルミを分けておりません。中間処理後は、従来の資源缶と一緒にし、スチールとアルミに分類して売却するので、スプレー缶の種類別数量というのは把握していません。(4) 回収量は(3)の通り9.66 t、特に計量はしておりませんが、その内約5%程度が中身が残っている状態が出されたものとなっております。量にいたしますと483kg程になります。(5) 印西市回答：さらなる周知を図るためです。(6) 白井市回答：4月以降、市民から「スプレー缶のみを袋に入れたが回収してくれなかった」、「どのような袋ならば回収してくれるのか」などの問い合わせが多かったことから、収集業者に確認のうえ、市民が見てわかりやすいようにホームページに掲載したものです。

[乙委員]	スプレー缶の残っているもの5%もあるということなのですが、爆発とか、そういう事故等は発生していないのでしょうか。
-------	--

[甲委員]	スプレー缶につきまして、出されるときに使い切ってから出してくださいというのは、これまでも同様です。今爆発の関係で質問ありましたので、基本的に資源物として回収したものは、穴をあけないで出していただきますので、中間処理ということで、業者さんのほうで事故が起きないように中間処理をしてから資源に回すという状況です。それから、クリーンセンターに不燃ごみとして入ってきたときは、やはり若干使い切っていないものがあって破碎機の爆破事故等も起こったことがあります。そういったことでこちらに見学に来た際も含めて、使い切って穴をあけて出してくださいということでお願いをしてきました、従前はです。現在も不燃ごみとして出されてきているものはありまして、やはり来たときには、破碎処理の前に作業員さんが、不燃で入ってきたりした場合は確認をして、そういった事故が起きないようにしております。今後もまずは使い切っていただく。それから、出される側の安全確保という部分では、穴をあけないで資源として出してくださいと呼びかけていきたいと思っています。ただ、まだ完全に皆さん、18万人、管内、人口おりますが、徹底されてはいないというふうには感じております。
[乙委員]	穴をあけると資源にならないのでしょうか。
[甲委員]	簡単な穴あけるものとかも売っています。穴をあけていただいても資源として回収できます。ただ、他地区でその穴をあけた際に大変な事故が起きたということから、穴をあけないで出していただいて資源の取り扱いにしましょうということで、4月から実行しております。

質問 6. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について

・環境省は四月末に指定廃棄物の指定解除ルールを定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）2016年5月20日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定も行っていくという。印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。組合または印西市の方針は？

【回答】

環境省からの協議申し入れはありません。組合と関係市町で指定解除の可能性などについて協議を行いました。現段階では保管中の指定廃棄物濃度が8,000Bq/kgを下回ったとしても廃棄物の受け入れ先を直ちに確保するのは難しいことが想定され、一時保管を継続せざるを得ない状況にあります。今後も指定解除の可能性なども含め、その取扱いについて検討していきたいと考えております。

質問 7. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成28年6月

- (1) データが付属していない理由は？
- (2) ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

【回答】

(1) 実績数値（データ）は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細（月別又は実施別）に載せています。

(2) 平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。

質問 8. 印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析について

・平成27年2月

(1) 印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析平成27年2月が2016年04月26日 組合のホームページに掲載されているが、1年2か月もかかる理由は？ (2) また、組合ホームページには、「なお、本文中の更新施設等については、現在検討している次期中間処理施設整備事業とは一致するものではありません。」という注釈がついている。これはいかなる理由か？

【回答】

(1) 費用対効果につきましては、既に公表済みの「長寿命化計画書」内で検証していますが、今回新たに交付金を頂く条件として、採択された事業について費用対効果分析を公表することとされていることから、交付申請事務に併せて公表したものです。(2) 費用対効果分析を行ったのは、平成27年2月当時の全国の平均的な建設単価を基にしていますので、次期中間処理施設とは必ずしも一致しません。

質問9. 環境委員会（会議録）配布資料のホームページ掲載について

組合のホームページの「環境委員会だより」の「4）環境委員会報告」の「会議録（概要版）」に以下の文書を追加する。（現在掲出されている平成26年度以降のもの）

- (1) 当日配布資料
- (2) 住民側提案議案およびそれらに対する回答。

【回答】

環境委員会の配布資料につきましては、組合ホームページの構成を考慮したうえで、前回会議、平成28年度第1回環境委員会以降、全て掲載する方向で考えます。

質問10. 組合のホームページの「平成27年度の進捗」の「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委」の会議録が「概要版・全文」であるべきところ、第2回会議から第10回会議は「概要版」のみであるのはいかなる理由か。

【回答】

ご指摘の「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」の会議録の件でございますが、事務作業の行き違いより施設整備基本計画検討委員会分の会議録の【全文】を削除してしまったものでございました。

改めて、掲載させていただきました。

質問11. 組合ホームページの「2016/8/12 地球温暖化対策実行計画（第2次）を策定」で「地球温暖化対策実行計画（第2次）（平成28年8月）」3ページの「表1-1 対策となる温室効果ガス」で性質の項でSF6（六フッ化硫黄）とNF3（三フッ化窒素）で「フロンの仲間」と記載されているの事実誤認である。（原典が間違っている）また、引用部分の選択範囲が不適切であるため、文章が切れている。業務の内容を理解していないために発生したものと推測する。速やかな修正を求める。

【回答】

ご指摘ありがとうございます。全国地球温暖化防止活動センター（JCCA）のHP「すぐ使える図表集」の「温室効果ガスの特徴」より使用させていただいた表ですが、ダウンロードした表を複写した際に誤りが生じました。8月23日、SF6（六フッ化硫黄）及びNF3（三フッ化窒素）の性質等を訂正いたしました。

[乙委員]	訂正、修正した部分をまた張り直したので、そこはよかったと思うのですが、その張り直したときに、相変わらず文章が切れている部分があることをご指摘します。
[甲委員]	確認いたします。

質問12. 環境委員会（会議）の進行方法等について

環境委員会での説明にプロジェクターを使用し、合のホームページの「環境委員会だより」の「4）環境委員会報告」の「会議録（概要版）」に以下の文書を追加する。（現在掲出されている平成26年度以降のもの）

- (1) 当日配布資料
- (2) 住民側提案議案およびそれらに対する回答。

【回答】

環境委員会（会議）の進行方法等につきましては、協議の場としての進行、委員の人数や会議室の状況、詳しい資料提示の必要性など、現在の進行方法等を継続していきたいと考えております。自治会側委員の事前会議で確認をお願いいたします。

[議 長]	プロジェクターを使いますと、見える方だけになってしまうということあります。今回これだけ詳しいたくさん資料を組合がつくってくださいまして、何とか議題全部2時間以内でおさめることができました。組合側委員と住民側委員の協力で。多少問題は残るにしても終わりまでやるというふうに進めるので、次回もプロジェクターなしでよろしいでしょうか。
-------	---

その他

質問1. 議事録配布のとき、環境委員会への出席委員名記載。

【回答】

平成28年度第1回環境委員会で確認し、既に出席委員名を記載した会議録を配布しております。

質問2. 現施設の稼働終了後は周辺設備は何が残るのか。

【回答】

現在地からの移転が確定したのち、具体的な検討を進めていくものと考えております。温水センターは、地元還元施設として印西クリーンセンターから生ずる余熱を利用した健康増進施設であり、印西クリーンセンターが現在地から移転した場合、組合規約に定める「余熱利用施設」ではなくなることから組合で管理することは難しいものと思われまます。跡地につきましては、現在地の地の利を踏まえて、利活用出来ないかなど、今後構成市町と十分協議してまいりたいと考えております。

[乙委員]	ここの施設だけではなく、隣に印西市の収集センターがあり、その外側に組合の温水センターがあるので、印西市の収集センターの部分も含めてどうするのかをよく考えたほうが良いと思います。
-------	--

[事務局] それでは、以上をもちまして平成28年度第2回環境委員会を閉会いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。